川越市政だより
第三十一號
玉埼日刊印刷　川越市役所　発行

自立促進貯蓄運動

九月二十一日から十月二十日まで
一日十圓は貯蓄しましょう

原動機付自轉車鑑札手數料

原動機付自転車鑑札の交付及び再交付が一件百円になりました。

第六回市民体育祭 要項きまる

第六回市民体育祭の要項が決まりました。

即ち

十月卅一日　小学生徒の体育祭
　　高校生徒の体育祭
十一月一日　一般球技、柔道、射撃
十一月三日　一般陸上の部

となつて居ります。

一般市民参加の競技の種目は次の通りで、申込は野球以外は何れも十月十五日までです。（申込先市役所内教育委員会事務局）

一陸上の部
日時十一月三日　午前七時集合
場所　第二中学校運動場
種別及び種目

◇一般競技
百米競走　男女
封筒競走　男女
魚釣競走　男女
障碍物競走　男
嫁探し競走　男一人女一人で組を作つて申込
ムカデ競走　男五人で足をしばつて走る、男五人で組を作つて申込
お手玉競走　女
スプン競走　女
メクラ競走　女
どじようつかみ競走　男女
川越ひざ栗毛競走　申込は自由

☆対抗競技
◇町内対抗
年令別千米リレー　十五才以下男女各一人、十六才以上十九才まで男女各一人、二十才台男女各一人、三十才台男二人、四十才台男二人
老年組四百米リレー　五十才以上四人一組
◇青年団対抗
百米競走　男女
二百米競走　男女
四百米競走　男
八百米リレー　男
千五百米競走　男
走幅跳び　男女
走高跳び　男女
砲丸投げ　男女
四百米リレー　女
◇職域対抗
八百米リレー
一組四人　一人二百米宛走る男
四百米リレー
一組四人　一人百米宛走る　女
◇特殊競技
親子リレー
未就学児童宝探し
消防団八百米リレー　一組八人
スポーツ団体別対抗六百米リレー　一組六人
来賓役員競走

二、卓球の部
（1）日時　十一月一日　日曜日　午前八時
（2）場所県立川越高等学校講堂
（3）競技方法　軟式トーナメント式
（4）種別（イ）一般男子、一般女子、OB（三五才以上）
　単式
　（ロ）一般男子、一般女子
　復式

三、庭球の部
（1）日時　十一月一日　日曜日　午前八時
（2）場所　市営コート
（3）種別　一般男子　壮年等をABクラスに分ける
　一般女子
（4）競技方法　トーナメント式

四、排球の部
（1）日時　十一月一日　日曜日　午前八時
（2）場所県立川越高等学校々庭

五、野球の部
（1）日時　十一月一日　日曜日　午前八時（準決勝、決勝）
（2）場所　市営グランド
（3）競技方法　町内対抗トーナメント式
（4）申込　九月三十日まで

六、籠球之部
（1）日時　十一月一日日曜日　午前八時
（2）場所　埼玉県立川越高校
（3）競技方法及種別
　一般男子　トーナメント
　一般女子　リーグ戦

七、柔道之部
（1）日時　十一月一日日曜日　午前八時
（2）場所　埼玉県立川越高校
（3）競技方法及種別
　一、中学校リーグ戦（新人戦二年生以下五名）
　二、中学校リーグ戦（三年生五名）
　三、高等学校リーグ戦（新人戦二年生以下五名）
　四、高等学校リーグ戦（三年生五名）
　五、少年紅白試合（勝抜戦中学生以下）
　六、紅白試合（勝抜戦青年・高等学校一般）
　七、町内対抗（トーナメント）

八、蹴球の部
（1）日時　十一月一日　日曜日　午前八時
（2）場所　埼玉県立川越高校
（3）競技方法及種別　一般男子
　トーナメント式

九、射撃の部
（1）日時一部十月廿五日
　二部十一月一日
　日曜日午前八時
（2）場所　初雁野球場横
（3）競技方法及場所
　一部（クレー射撃）個人競技前面方向不定自動トラップ機使用　一名一個撃一〇個つつ二回計二〇発射撃四〇点満点
　二部（空気銃射撃）町内対抗兼個人競技
　町内別に三名一組参加とし各個人毎に立射、膝射、伏射の三姿勢にて　各々一〇発（五〇点満点）計三〇発（一五〇点満点）射撃を行い、三者の合計九〇発（四五〇点満点）の合計点を以つて順位を決定する。個人賞は個人最高点者を以て第一位とする

十、剣道柔技之部
（1）日時　十一月一日　日曜日　午前八時
（2）場所　市立川越商業高等学校講堂
（3）競技方法及種別
　イ一般之部　個人三本勝負
　ロ児童生徒之部　個人三本勝負
　ハ団体之部　高校リーグ戦

結核豫防週間

十月二十五より日曜日
十月三十一日まで

結核予防週間が行われます　結核は知らない間に感染しています発病しないうちに予防しましょう予防週間中川越診療所に於てレントゲン間接撮影をいたします御希望の方は市役所保険課へ申出て下さい　撮影券を差上げます申込受付は　十月二十四日迄料金は　一人十五円

川越市役所
國民健康保險課

計量器の定期検査について

来る十月三十日より計量器の定期検査を施行致します。計量器使用者又は管理者は所持する器物を連絡員がおくばり致しました調査書へ検査を受ける器物の数を記入し十月二十日迄に市役所商工課へ提出し左記日割による検査場へ器物を持参し検査を受けて下さい。

この計量器検査の目的は計量器の正否を検査して計量の正確を計り且つ計量に関する違反を予防するものでありますので如何なる不正の器物を提出しても処罰したり器物を破壊するようなことはありません。従来不合格と成つたものは破壊したので皆さんが提出しない向がありましたが現今では破壊するようなことは致しませんから使用しているものは全部出して検査を受けて下さい。

若し指定の日時に提出しないときはその所持する器物が正当なものであつても脱検者と見なされ処罰されることがあります

一、油、糖、砂糖又はその他の附着物のある器物は不合格となるので清潔に掃除して提出して下さい。

二、受検器物は乾湿の為に狂いを生じ易いから取集めの際及運搬中日光に曝し或は雨露に当てない様に注意して下さい。

三、桝の内部に秤の錘又は計概を入れないで下さい。

四、台手動秤（台秤）は棹台嚢及その内部の機械等各部が移動しないように緊縛し台嚢は縛る前に台嚢と台の中間に藁縄を結めてから緊縛して持参下さい

五、皿手動秤（上皿棹秤）手動天秤（上皿天秤）は棹の移動しないように緊縛して持参下さい

六、器物には氏名を明記した紙片を貼付して提出して下さい。

検査月日	時間	検査場	区域
十月三十日	午前九時 午後三時	市役所裏庭	石原町、神明町、宮元町、志多町、宮下町、喜沢町、菅多町、本町、郭町、杉下町
十月三十一日	午前九時 午後三時	市役所裏庭	南町、鍛冶町、多賀町、江戸町、上松江町、三久保町、松江町、久保町、相生町、小仙波町、西小仙波町、駒下町
十一月二日	午前九時 午後三時	中原町第三小学校	鳳部屋町、橋町、志義町、六軒町、中原町、壕町
十一月四日	午前九時 午後三時	中原町第三小学校	豬鼻町、連雀町、新田町、脇田町
十一月五日	午前九時 午後二時	第四小学校	通町、菅原町、仙波町、霍志町、新宿町
十一月六日	午前九時 正午	田面沢農業協同組合	野田町、小ケ谷町、今成町、小堀町

市議会ニュース

九月の定例市議会は三十日招集され、午前十一時から議員協議会、ついで午後一時すぎ本会議が開催せられ、次の諸議案を審議し、原案通り可決を見ました。

この日午前九時から運営委員会、

昭和二十八年度における期末手当の支給の特例に関する条例を定める件

さきに国家公務員に準じ市の職員に夏期手当〇・二五ケ月分を増額繰上げ支給いたしましたが、そのための条例です。

川越市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を定める件

消防職員の給与は他の一般職の職員の給与に準じて支給され、異なるところがないので、これを「川越市一般職の職員の給与に関する条例」の中に包含するための条文整理です。

昭和二十三年六月三十日以前に給与事由の生じた恩給の特例措置に関する条例を定める件

国家公務員の恩給改訂に準じて昭和二十三年以前の退職者の恩給上の不利を救済するための条例です。

川越市立商業高等学校職員恩給条例を定める件

市立商業高等学校職員のための恩給条例です。

川越市手数料条例の一部を改正する条例を定める件

自転車及び荷台車鑑札の交付及び再交付の手数料は五十円ですが、このうち原動機付自転車鑑札の交付及び再交付の手数料を百円に定める条例です。

昭和二十八年度川越市歳入歳出追加更正予算（第四回）

市議会費で事務費関係十二万円、市役所費では主として雑手当、恩給及び退隠料で二十八万円、警察費は諸手当で三十万円、土木費では六軒町停車場線の道路舗装負担金が十五万円、菅原町市駅線西町地内の都市計画事業買収費が二十万円、教育費では第二中学校の落成式の経費が十五万円、市立商業高校の蔬菜教育振興充実のための備品費が五十三万円、第二中学校家事室のガス設備が十万円、社会及び労働施設費では軍人恩給及び遺族扶助料関係の事務費の追加が五万円、保健衛生費では伝染病予防費の需用費が三十六万円、屠場の追加が十三万円、鼠族昆虫駆除費十七万円、産業経済費は主として農業関係の経費を中心とする二十万円等で総額三百二十五万五千円、これの財源としては平衡交付金が二百六十四万円、国庫支出金三十九万円、県支出金八万円、寄附金十二万円となつています。

川越市国民健康保険運営協議会条例の一部を改正する条例を定める件

川越市国民健康保険運営協議会委員の費用弁償は従来日額四百円であつたのを年額五千円に改める条例です。

昭和二十八年度川越市国民健康保険追加更正予算（第二回）

事業勘定で二十九万円、施設勘定で六十五万三千円の追加更正予算です。

川越市自転車競走施行条例を定める件

自転車競技法の改正に伴い従来の川越市自転車競走実施条例に代つて新しい条例を設けるための議案で、車券の種類が減少したこととその他色々変つています。

その他欠員であつた監査委員にも助役奥平巧氏、この夏で任期満了となつた公平委員の伊藤徳次郎氏の再任の二人事も異議なく同意

国民健康保険運営協議会委員に別項十一氏選挙につき可決して午後二時過閉会となりました。

監査委員に奥平氏

永らく欠員であつた市の監査委員に奥平巧氏が市議会の同意を得て十月一日で附発令されましたこれで市議会議員からの監査委員の鈴木弘一氏と二人の監査委員が揃つたわけです。

公平委員に伊達氏再任

三人の公平委員のうち任期二年委員であつた伊達徳次郎氏はこの夏で任期満了しましたが、今度の市議会で同意を得て十月一日附で再任されることとなりました。

自動車の臨時運行についての注意

自動車の臨時運行は五日を期限として許可証を附与され同時に仮ナンバーを貸与されますが期限経過後そのまま仮ナンバーをつけて運行すると無許可運行で道路運送車輌法第三十六条に違反して制裁がありますから再び許可証を受けてから運行するように御注意下さい

成人學校終る多大の成果を收めて

川越市、川越市教育委員会、川越市公民館共同主催の第一回成人学校は去る八月十七日より第三小学校で開校せられましたが申込者百六十六名、うち無欠席四十四名、三分の二以上の出席者百名という好成績で去る九月二十五日閉校式を挙行いたしました講師は何れもその方面一流の方々であり、聴講生また終始極めて熱心で、その成果は頗る大きなものがありました

二中落成式

去る九月初め移転を終つた二中の新校舎はその後附帯工事も着々進み来る十月廿四日いよいよ落成式を行うことに内定いたしました

× × ×
× × ×

牛窪氏逝去

川越市選挙管理委員牛窪久松氏は十月十一日逝去されました

川越市中央公民館の落成式
十月四日擧行さる

川越市中央公民館の落成式が十月四日行われました。集るもの一千余名、式後芸能大会

なお中央公民館の総工費は二百六十四万余円、うち篤志寄附金八十五万四千円、町内会醵出金三十万八千円、積立金十四万円です。建坪九十八坪五〇、十月八日から川越市中央公民館使用並使用料条例による一般への貸付を受付けて居ります。

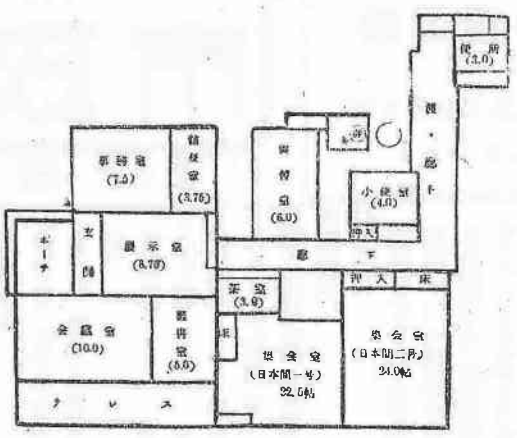

川越市中央公民館使用の受付開始

三久保町に新しく出来た中央公民館は十月八日から一般の使用の受付を開始いたしました。料金等は市政だより二十八号に掲載の通りです。

国民健康保険運営協議會委員きまる

国民健康保険法第八条の十九に「市町村に国民健康保険運営協議会を置く。協議会の委員は被保険者を代表する者、医師又は歯科医師を代表する者並に公益を代表する者につき議会の議決を経て市町村長五人以上を委嘱す」とありますが、この規定によって従来川越市にも運営協議会委員が任命されて居りましたが今度次の十一氏が新しく委員に任命されました。

被保険者代表
川越市大字川越八八六番地　神島滝蔵
川越市大字川越一、五五六番地　二村伝治
川越市大字寺井一九番地　島田勝郎
川越市大字松郷一、四二七番地　岩間久子
医師、歯科医師代表
川越市大字小久保一七五番地　岸仙造
川越市大字川越九三二番地　中野清
川越市大字川越一、二〇四番地　大塚久
川越市大字小仙波一、一一二番地　橋本文吾
公益代表
川越市大字川越一、四七一番地　池田勇吉
川越市大字川越九九九番地　樋口政一
川越市大字岸二七三番地　栗原定一

十行施法険保康健民國
五周年記念論文募集

一、主　催　埼玉県
二、期　間　自昭和二十八年十月一日　至昭和二十八年十月三十一日
三、応募資格　国民健康保険被保険者
四、論　旨
イ、国保制度に対する批判
ロ、組織、経営主体等について論ずるもの
ハ、国保の国民福祉との関連を解明するもの
ニ、その他国保事業について理論的、実際的意見を述べるもの
五、賞　一、二、三等及佳作迄三〇名に知事賞
六、発　表　十二月中
七、提出先　川越市国民健康保険課
八、その他　用紙は四百字詰原稿用紙使用

恩給法、援護法の改正について

恩給法及び戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律が施行され、旧軍人等に対する普通恩給、扶助料等が支給される事になりましたのでその概要を述べて見たいと思います。

一、恩給法
1、恩給の種類
(一) 普通恩給
(二) 増加恩給　(年金)
(三) 傷病賜金
(四) 一時恩給　(一時金)
(五) 扶助料　(年金)
(六) 一時扶助料　(一時金)
2、恩給受給資格者
(一) 普通恩給
イ 恩給法の特例に関する件(昭和二十一年勅令第六十八号)施行以前既に恩給を受ける権利の裁定を受けている者
ロ 旧軍人旧準軍人としての実在職年が旧軍人等の最短恩給年限(下士官以下十二年准士官以上十三年)に達する者
(二) 増加恩給
公務のため不具廃疾となり特別項症から第六項症までの症状を残している者に普通恩給と共に支給される。
(三) 傷病賜金
公務に基因して不具廃疾となり第一款症より第五款症までの症状を残しているもの
(註)従前の第七項症が第一款症となり従前の款症が順次繰下り第五款症までとなった但し希望によって旧第七項症該当者は普通恩給と増加恩給、旧第一款症から旧第四款症該当者は傷病年金を傷病賜金の替りにうけることが出来る。
(四) 一時恩給
実在職年七年以上にして、普通恩給についての最短恩給年限に達しないもの
(五) 扶助料
イ 普通恩給を給せられる者が死亡したときその遺族
ロ 増加恩給を併給される者が公務に因らない傷病のため死亡したときその遺族
ハ 公務に因る傷病のため死亡したときその遺族
扶助料を支給される遺族の範囲および順位は、妻、未成年の子、夫、父母、成年の子、祖父母となっており、イの金額が最も低く、ハが一番高額であります
(六) 一時扶助料
一時恩給を受ける資格を有するものが公務に因らないで死亡したとき、その遺族
3、新しく変ったところ
旧法では恩給の支給が四十才から四十五才まで五割、四十五才を超えて五十才まで七割、五十才を超えた者には金額支給があったのが四十五才から五十才まで五割、五十才を超えて五十五才まで七割、五十五才を超える者には金額支給と支給年齢が五年間引上げられたなど著しく従来より不利となったが明年三月までに辞めたものは特例で旧法をそのまま適用することになっている。
二、援護法の改正
援護法の改正の中で最も大きなものは遺族年金の改正です。従来は配偶者に一万円、子、父母、孫、祖父母に五千円づつとなっておりましたが、今度の改正では配偶者、子、父母、孫、祖父母の順位により最先順位者に二七、六〇〇円、その他の遺族一人につき夫々五千円と大幅に増額され、その他障害年金の額も五項症、六項症を除いて増額されております。
旧国家総動員法に基いて設立された船舶運営会の運航する船舶の乗組船員およびその遺族の方にも障害年金および遺族年金が支給される事になり、多数の人が恩典に浴する事になりました恩給の種類およびその受給資格ならびに戦傷病者戦没者遺族等援護法の改正点の主なものは以上の通りであります。
△恩給法による普通恩給乃至一時扶助料の請求手続は現在の所開始されておりませんが十一月早々には開始される見込でありますのでなるべくお待ち下さる様願います。

選挙權の所在に関し學生生徒の住所の認定について

選挙權の所在に関し修学のため寮、寄宿舎等に居住している学生、生徒の住所認定につき自治庁から出た通牒について全国的に色々論議が湧いたことは新聞やラジオで御承知の通りです。今度これについて更に自治庁次長から通牒があり、学生、生徒の住所も一般選挙人と同様にその生活の本拠と認めらるべき場所にあるべきで、必ずしも専ら学資の出所如何によって住所の認定が行われるとの趣旨ではないとの申越がありました。
従って寮、寄宿舎等に居る学生の住所認定は市の選挙管理委員会がそれぞれ個人の申告に基いて認定するわけですから御承知下さい。
(川越市選挙管理委員会)

基本選挙人名簿の縦覧

九月十五日現在で選挙權の申告をしていただきました。
川越市の選挙管理委員会はこの申告に基いて基本選挙人名簿を調製するわけですが、脱漏や手違いがあってはなりませんので、十一月五日から十五日間市役所内選挙管理委員会で一般に縦覧されます。若し疑念のある方やはっきりしない方がありましたら御出で下さい

基本選挙人名簿未申告の方は

御承知のように九月十五日現在で基本選挙人名簿登載の申告をしていただきました。
この基本選挙人名簿は今年の十二月二十日から向う一ケ年間の選挙に使うもので、若しこれに洩れると選挙が出来ない場合がありますので、若しまだ申告してない方がありましたら至急川越市選挙管理委員会宛申告して下さい。

学生の方で未申告の方は

前項の通り学生の選挙權の所在は個々の場合の認定によることとなりましたので、若し学生の方で未申告の向がありましたら至急市役所内選挙管理委員会まで御申告願う

注意事項
一、出来るだけ開放して換気をよくすること

秋季種痘實施

予防接種法に基き昭和二十八年度定期秋季種痘を左記に依り実施いたしますからもれなく受けるようお知らせします。
尚やむを得ない事情により受けられない場合は前以て衛生課まで申出て下さい

記

◇一、施行月日　(施行場所)
○十月十二日、同　十九日　第二小学校
本町、郭町、宮下町、志多町、宮元町、神明町、喜多町、高沢町、杉下町、志義町、相生町、鷹部屋町、南町、鍛冶町、多賀町、三久保町、上松江町、石原町、江戸町、脇田町、
○十月十三日、同　二十日　第三小学校
中原町、新田町、橋町、六軒町、連雀町、豬鼻町、小堀町、今成町、小ケ谷町、野田町、塙町
○十月十四日、同　廿一日　第四小学校
通町、脇田町、仙波町、菅原町、喜志町、新宿町
○十月十五日、同　廿二日　指定地診療所
小仙波町、西小仙波町、松江町、久保町
時間は毎日午後一時三十分から三時までです
都合でどこで受けても差支ありません
◇二、該当者
1昭和二十八年一月一日から同年七月三十一日までに生れた子供さん
2春季種痘を受けなかった子供さん
◇三、実費　一人金弐拾円也
当日御持参下さい

秋の大掃除について

秋の大掃除を左記日割表により施行いたします秋の大掃除は春と違ってとかく怠り勝ちになりやすいものですが夏の間私達を散々苦しめた蠅や蚊の越冬を防ぐ絶好の機会なのですから次の注意事項を御参照の上家屋内外の清掃は勿論のこと特に越冬昆虫の撲滅を重点に一戸も洩れなく実施を致しましょう

一、畳等は日光にあてて、よく乾燥させること
一、床や縁の下のゴミは焼くか、埋めるかすること
一、排水をよくすること
一、不用な水溜りは埋めること
一、駆虫剤を撒くこと(蠅や蚊の冬越しをするゴミ箱の下、便所の周辺、床下等々)
一、鼠を駆除すること(鼠のあけた穴は、石やブリキでつめておく)

記

昭和二八年度秋季清潔方法施行日割表
十月七日(水)今成町、小堀町、小ケ谷町
十月八日(木)仙波町、喜志町
十月九日(金)新宿町、宮元町
十月十日(土)小仙波町、杉下町
十月廿六日(月)宮下町、神明町、志多町
十月廿七日(火)石原町、高沢町、脇下町、喜多町
十月廿八日(水)三久保、上松江町、志義町
十月廿九日(木)相生町、鷹部屋町、橋町、江戸町
十月卅日(金)中原町、多賀町
十月卅一日(土)六軒町、豬鼻町、鍛冶町
十一月一日(日)本町、郭町
十一月二日(月)野田町、塙町
十一月四日(水)新田町、松江町
十一月五日(木)西小仙波町、久保町
十一月六日(金)連雀町、南町
十一月七日(土)通町、菅原町
十一月八日(日)脇田町
雨天の場合は延期とし追つて期日を掲示、その他でお知らせします
当日実施家屋に対しDDT粉末を撒布します

第二回川越美術綜合展作品募集

会期十一月十三日より三日間
会場第三小学校
種類、絵画、彫塑、工芸、書、写真、生花
搬入十一月十一日会場へ搬入
作品は未発表のものに限る個人宣伝的なものを除く、詳細は市役所内教育委員会事務局へ御問合せ下さい

外科開設の御知らせ

十月より新に外科診療を開設しましたのでお知らせ致します

診療科目
内科。小児科。性病科
外科。皮膚科。レントゲン科

川越市国民健康保険直營
川越市診療所
川越大工町
電話三四三番